

募集期間

10月7日(火)～10月15日(水)
(土日を除く)

受付場所

建設課住宅係 2階20番窓口

公営住宅 入居者募集

入居資格

①現に同居し、又は同居しようとする親族等がある方(単身者向け住宅除く)

②入居者及び同居者の合算所得が、認定収入額の基準内であり、住宅に困窮している方
(下記の世帯人数別の年間所得額一覧表を参照)

③入居者及び同居者、又は同居しようとする親族等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと

今回公募する公営住宅(入居時期 10月下旬)

町営住宅

津別町HP 住宅情報



団地名	住所	建設年度/規模	家賃	駐車場	共益費	入居区分
たつみ団地	達美212番地10	S60/3DK	18,400円～27,400円	住宅横 駐車可	700円	世帯用

特定公共賃貸住宅

団地名	住所	建設年度/規模	家賃	駐車場	共益費	入居区分
旭町団地	旭町68番地3	H26/1LDK	30,000円	1台 300円	600円	単身用

提出書類

入居申込される方が津別町民の場合

- ①入居申込書 (HPからダウンロード可)
- ②マイナンバー提供書 (HPからダウンロード可)

入居申込される方が津別町民ではない場合

- ①入居申込書 (HPからダウンロード可)
- ②入居予定者全員の住民票
- ③滞納のないことの証明書
- ④入居予定者の所得が確認できるもの

入居にあたっての留意事項

- ①犬・猫等ペットの飼育はできません。
(一時預かりの場合も禁止です)
- ②入居が決定したときは、3ヶ月分の家賃に相当する金額を敷金として納付が必要になります。
- ③独立の生計を営み、入居申込者と同程度以上の収入を有する連帯保証人1名が必要です。
- ④入居後の各種手続きについては、ご自身で対応願います。

(参考) 世帯人数別の年間所得額一覧表

単位: 千円

住宅区分	区分	世帯区分				
		1人	2人	3人	4人	5人
町営住宅 (所得上限)	通常の入居者	1,896	2,276	2,656	3,036	3,416
	入居の特例	2,568	2,948	3,328	3,708	4,088
特定公共 賃貸住宅	所得下限(50歳未満)	1,896				
	所得下限(45歳以下)		1,856	2,236	2,616	2,996
	所得下限(46歳以上)		2,276	2,656	3,036	3,416
	所得上限	3,108	6,224	6,604	6,984	7,364

※上記所得金額を超える場合でも控除額等により入居可能な場合があります。
※入居の特例は障がいのある方などが入居される場合に適用されます。

入居申込・問い合わせ先 建設課 住宅係 20番窓口 ☎77-8390

津別町農業委員会委員の推薦・募集を受け付けています

現委員が来年4月14日をもって任期満了することに伴い、新委員の推薦・募集を受け付けることといたします。

要件は、農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事項に関し職務を適切に行うことができる方です。推薦・応募される方は、次の要領に基づき、必要書類を提出ください。

④暴力団員・暴力団関係事業者ではないこと
(津別町暴力団排除条例第2条第2号、同条第3号の規定に基づく)。

※次のいずれかに該当する場合は、委員になることはできません。

- ①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない。
- ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまで。

委員の定数

11人

推薦・応募方法

提出書類

①推薦の場合

個人……別紙様式第1号「津別町農業委員会委員候補者推薦届出書(個人用)」(同第3号「津別町農業委員会委員候補者推薦承諾書」、同第4号「代表者証明書」、および候補者の住民票の抄本も添付)。

法人・団体……別紙様式第2号「津別町農業委員会委員候補者推薦届出書(法人・団体用)」(同第3号「津別町農業委員会委員候補者推薦承諾書」、候補者の住民票の抄本も添付)。

②応募の場合

別紙様式第5号「津別町農業委員会委員候補者応募届出書」(候補者の住民票の抄本も添付)。

推薦・応募様式は、町ホームページからダウンロードできます。また、農政係(役場庁舎2階16番窓口)でも備え付けています。

受付期間

10月1日(水)～11月21日(金)

※定数に満たなかった場合は、延長します。

委員の選任方法

①推薦・募集に応じた候補者(以下、候補者)について、「津別町農業委員会委員候補者評価委員会」が審査し、町長に意見を報告する。

②町長は、候補者の中から任命予定の者を決定する。

③議会の同意を得て、町長が新委員を任命する。

受け付け・問い合わせ先

農政係 16番窓口 ☎77-8384

津別町ホームページ「トップページ→お知らせ」にも掲載しています。



業務内容

農業委員の業務

「農業委員会等に関する法律」に基づき、主に農地の確保と有効利用、農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止、新規参入の促進、農業経営の合理化に向けた地域の世話役活動、農地利用最適化を進めるための関係行政機関等への意見の提出、農業者年金制度の普及促進等を進めます。委員の身分は、特別職の地方公務員(非常勤)です。

任期

令和8年4月15日～令和11年4月14日まで(3年間)

推薦・応募内容

推薦および応募について

①地区および町内全域からの推薦

農業者等3人以上の連名により、所定の様式に記入の上、代表者が提出ください。

②法人・団体からの推薦

所定の様式に記入の上、代表者が提出ください。

③応募

所定の様式に記入の上、提出ください。

推薦・応募の有資格者

①津別町に住所を有すること(原則)。

②津別町教育委員、固定資産評価審査委員ではないこと。

③津別町職員ではないこと。